

平成30年度第1回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

平成30年9月6日（木） 午後1時30分～午後2時40分

2 場 所

竜王北部公民館 視聴覚室

3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち18名出席

(2) 事務局

市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長

4 内 容

(1) 委嘱状の交付

・任期満了に伴う委員交代による委嘱状の交付

(2) 会長・副会長選出

・会長と副会長の選出

(3) 平成29年度国民健康保険特別会計決算について

① 説明の要旨

・歳入合計が、89億9,789万2千円に対し、歳出合計は、85億7,304万7千円で、差引4億2,484万5千円の黒字決算。

・国民健康保険被保険者数は、平成28年10月から短時間労働者の社会保険加入の適用が拡大されたこと、また75歳年齢到達による後期高齢者医療への移行などもあり、年々減少傾向にある。

<歳入>

・国保税率は平成22年度に税率を改正して以来据え置いており、被保険者数の減少に伴い現年調定額は減少、保険税収納額についても同様に減少傾向となっている。

・国庫支出金については前年度比5.4%の減少。負担金として、一般被保険者の療養給付費等の約32%相当額が交付される療養給付費等交付金、高度な医療費が国保財政に与える影響を緩和するための制度に対する負担金である高額医療費共同事業負担金、特定健康診査及び特定保健指導に対する負担金である特定健

康診査等負担金。

- ・補助金として、財政調整交付金、これは市町村の財政力の不均等を調整するための普通調整交付金、特別な事情に対して交付される特別調整交付金となっている。また、平成 30 年度の国民健康保険運営主体の都道府県化に向けたシステム改修経費に対する国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金がある。
- ・療養給付費等交付金は、退職被保険者の保険給付費の財源として交付されるものであるが、平成 26 年度末で退職者医療制度は終了しており、65 歳になるまでの経過措置金であるため、支出額は前年度比 42.7%減となっている。
- ・前期高齢者交付金は、歳入総額の 25.6%を占めており、前年度より 15.6%も増額。これは、各保険者間の医療費負担の不均等を調整するための交付金制度で、65 歳から 74 歳までの前期高齢者が多い本市は増額傾向となっている。
- ・県支出金については、国庫支出金同様に高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、県単独の医療費窓口無料化事業に伴う国庫負担金等の減額措置に対する補助金及び、都道府県調整交付金。
- ・共同事業交付金は、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト 1 件当たり 80 万円までの医療費に対して、超えた分の 59/100 の額が市町村に交付されるもの。
- ・繰入金は、一般会計から国民健康保険税軽減分相当額に基づく保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、乳幼児・ひとり親・重度心身障害者・こども医療費の窓口無料化に伴うその他繰入金、国民健康保険財政調整基金への繰入金がある。
- ・その他繰越金は平成 28 年度決算残高、財産収入は財政調整基金の運用利子、使用料及び手数料は国民健康保険税の督促手数料、諸収入は延滞金、加算金及び過料と雑入。

〈歳出〉

- ・総務費は人件費や事務費等で前年度比 3.7%の増加。
- ・保険給付費は歳出全体の 56.9%を占めているが、被保険者減少の影響から、前年度と比較して約 1.3%の減少。
- ・後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度への負担金及び事務費拠出金。
- ・前期高齢者納付金は、65 歳から 74 歳の方の保険者間における医療費負担の不均等を調整するための制度への納付金及び事務費拠出金で、被保険者数に応じた金額を社会保険診療報酬支払基金へ納付するもの。
- ・老人保健拠出金は、老人保健制度に係る事務費拠出金。
- ・介護納付金は、40 歳から 64 歳までの被保険者数に応じて、社会保険診療報酬支払基金に支出したもの。
- ・共同事業拠出金は、高額医療費が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療に対する再保険事業として的高額医療費共同事業拠出金と、レセプト 1 件当たり 80 万円までの全ての医療費を対象とする再保険事業の保険財政共同安定化事業拠出金等。
- ・保健事業費は、病気の予防や早期発見を目的とした健康診査の経費や、保健指導に係る費用、平成 30 年度から 6 ヶ年計画で策定した甲斐市国民健康保険 第 2 期データヘルス計画 第 3 期特定健康診査等実施計画の費用の他、国保だよりの作成経費及び、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知の作成委託料と郵便料。

- ・基金積立金、前年度繰越金と、基金の運用利子分を積み立てたもの。
- ・公債費は、広域化等支援基金償還金として、平成 14・15 年度の国民健康保険調整交付金の過大申請に伴う返還金で、県の広域化等支援基金貸付金を活用して国に返還したものを、平成 21 年度から平成 29 年度の 9 年間で償還していたもので、平成 29 年度で終了となった。
- ・諸支出金は、一般被保険者保険税還付金償還金として、平成 28 年度国庫支出金の療養給付費等負担金の確定に伴う返還金。
- ・総額医療費、保険給付費及び収納額共に平成 28 年度より減少。しかしながら、一世帯当たり医療費は前年度比 2.4%の増加、また、一人当たり医療費は前年度比 4.2%の増加。これは医療の高度化や前期高齢者といわれる 65 歳から 74 歳の被保険者の割合が増えたことも要因の一つと考えられる。
- ・国民健康保険税は現年分の収納率は 92.88% 滞納繰越分が 22.68%で、前年度と比較し、現年分が 0.88 ポイント上昇。

②主な質疑 なし

甲斐市国民健康保険における第 2 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の実施状況及び対策について

①説明の要旨

- ・甲斐市では国民健康保険の保険者として、「甲斐市保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「甲斐市第 2 期特定健康診査等実施計画」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進及び医療費の適正化が図られるよう事業を進めてきた。（この両計画は平成 29 年度をもって満了）
- ・平成 30 年 4 月からは、これまでの検証をするとともに本市の課題を把握し、新たに、平成 30 年度から平成 35 年度までの「甲斐市国民健康保険第 2 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画」を策定。
- ・課題を踏まえ、「目標値」を定め、①若い年代層からの生活習慣病予防に対しては、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率を前計画から引き続き、平成 35 年度までに 60.0%と設定。
- ・本計画において新たに追加した目標は、②糖尿病性腎症重症化予防対策と③ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進。
- ・②の対策として健診結果（糖代謝）異常放置者をターゲットに、合併症を発症しない生活習慣を身につけられるよう支援を行い、重症化予防対策及び医療費の適正化を図るための保健指導を実施していく。
- ・③ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進として、平成 35 年度までに普及率 83.0%を目標に被保険者の負担軽減や医療保険財政の健全化を図っていく。
- ・今年度はジェネリック希望シールを親しみあるやはたいぬデザインに変更し、甲斐市わくわくフェスタにおいて配布、ジェネリック医薬品への市民への理解を図る。
- ・今後計画の目標値に近づけるように健康増進課と協力し事業を進めていきたい。

②主な質疑

- ・ジェネリック医薬品普及促進の「国の目標数値平成 32 年度末」とあるが、昨年 6 月閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針の中で「平成 32 年 9 月」に変更になっているかと思うので、ご確認をお願いしたい。
- ⇒確認する。（※平成 32 年 9 月に修正）
- ・協会けんぽ山梨支部においても、平成 30 年 3 月末 67.2%と全国ワースト 2 位となっているので、今後普及促進の必要性がある。

(4) 平成 30 年度国民健康保険特別会計当初予算について

①説明の要旨

- ・平成 30 年度予算は、74 億 8,249 万 5 千円とし、平成 29 年度予算と比べ 17 億 7,376 万円、19.2%の減少。
- ・平成 30 年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険特別会計予算は、国保税を主な財源として国民健康保険事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は全額、保険給付費等交付金として県から交付される仕組みに変わることから、国民健康保険特別会計の予算構成が大きく変更となった。
- ・歳入は被保険者の減少に伴い前年度予算額に対して 7.3%減少。
- ・県支出金は歳入予算の 7 割弱を占めており、歳出の保険給付費の財源となっている。
- ・歳出は保険給付費、都道府県化に伴い新設された国民健康保険事業費納付金、総務費、保健事業費などとなっている。
- ・平成 30 年度の国民健康保険事業費納付金は、予算編成後決定額が提示され、19 億 6,592 万 7,701 円が確定納付金額。

②主な質疑 なし

(5) 平成 30 年度国民健康保険税の本算定について

①説明の要旨

- ・国民健康保険税率は、平成 30 年 2 月 13 日開催の運営委員会において、税率据え置きをいただき、変更はない。
- ・国民健康保険税額（現年）はこの税率で算定した平成 30 年度の国民健康保険税額の見込額で、平成 30 年 7 月本算定時の数値。
- ・当初予算額の収納見込額を 6,600 万円ほど上回っており、本年度国保会計に必要な収入が確保できるものと考えている。
- ・今後の県内医療費の伸びや国保運営主体都道府県化の動向に注視しながら健全な財政運営を行っていく。

②主な質疑 なし

(6) その他

- ・軽減判定所得の算定誤りについて